

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
 事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【清瀬市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制

【学校】

- ・児童・生徒の実態を把握し、安定的・継続的に就学することが困難と判断されるケースについて、教育委員会日本語指導員の配置を申請する。

【教育委員会】

- ・支援の必要な児童・生徒等の実態を調査し、日本語の使用に困難を有する児童・生徒に対して、日本語指導員を派遣する。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

- ・日本語の使用に困難を有する帰国及び外国籍の児童・生徒に日本語指導員を配置し、学校内での授業・生活指導時に言語指導及び学習指導の補完を行った。

・学校外の家庭等において、対象児童・生徒の他、保護者等の理解及び行動等が必要な場合に、通訳等を含めた日本語指導を行った。

・児童・生徒1人につき、1日1回、1回当たり1時間程度とし、35回を限度として日本語指導をした。ただし、必要と認めるときは回数を増やして対応し、合計1,012回の指導を行った。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

- ・日本語指導員に対して年間3回、研修を実施した。
- ・タブレット端末を使用した日本語指導を促した。

④不就学等の外国人の子供に係る地域社会との交流の促進

- ・地域で開催している日本語教室等の周知を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること

【成果】

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

- ・日本語の技能を習得するとともに、日本語の使用に対する不安解消に寄与した。

・子供とともに保護者に対しても日本語の支援を行い、学校だよりや各種支援制度の案内に記入する指導を行うなど、経済的な支援制度を利用できるように支援した。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

- ・タブレット端末を利用した日本語指導により、子供たちがより身近に日本語に携わる機会をつくることができた。

④不就学等の外国人の子供に係る地域社会との交流の促進

- ・日本語指導員による日本語指導だけでは日常生活に困難が生じるレベルの子供に対し、地域社会の資源を利用して日本語能力を向上させる手段を教示できた。

【課題】

②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設

- ・指導の回数には制限を設けているが、当初から日本語の理解が乏しい児童・生徒も増加しており、制限内での指導では足らず、回数を増やして対応せざるを得なかった。指導回数については、指導計画を立てる段階及び学期ごとにおける習熟度を把握し、回数増が必要な場合は更新申請を行うよう促していくこととする。

- ・日本語指導員に生活指導を求められるケースも増加してきており、家庭の状況等で気になることがあれば、適宜報告してもらい、必要な支援を行うことができるよう体制を整備することとする。

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語支援又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

- ・日本語指導員の人数が少なく、言語によっては一人で受け持つ児童・生徒数が多くなってしまう等、質の高い指導を継続して行うためにはより多くの人材を確保する必要があり、また、研修等を通じ質の向上を図る必要がある。

④不就学等の外国人の子供に係る地域社会との交流の促進

- ・地域とのつながりが持てるよう様々な情報を定期的に発信し、地域との交流を深められるように促していく必要がある。

	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	27人	11人	人

4. その他(今後の取組等)

引き続き、日本語の使用に困難を有する児童・生徒に対して、切れ目のなく日本語指導員を派遣する。また、地域との交流を深められるように様々な情報を発信する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。